



国民皆農からの地域コミュニティ再生 ～農が持つ社会デザイン能力を生かす～

薦谷 栄一(農的社会デザイン研究所代表/会員)

はじめに

今、何故、「住民自治のまちづくり、仕事おこしの主体形成」について考えていくことが必要とされるのか。それは現代社会が生きにくい社会であるとともに、生の不安が蔓延していることが根底にあるからではないか。

そうした中、若者の田園回帰現象が起きている。生きにくさ、生の不安から脱却していくために必要とされる何かが農業・農村にはまだ残っているからと考えての行動であるように受けとめられる。

その農業・農村は存続の危機にさらされている。これを再生していくポイントは地域農業を振興していくところにあるが、その中の都市農業を市民参画型にしていく等によって国民皆農をすすめていくことは、農の持つ社会デザイン能力の発揮を促し、世直しにつながる。間接的ながら「住民自治のまちづくり、仕事おこしの主体形成」にも関係し、ひいては生きにくさ、不安の根幹にある工業原理に生命原理をもって対抗していく試みにもなる。こうした問題意識に立って農業・農村再生の道筋について

概略を示すところに本稿の主旨はある。

1. 田園回帰現象が意味するもの

田園回帰現象について報じられることが増え、自らも地方に足を運ぶたびに農村に移住してきた若者たちに遭遇する機会が増えていることを実感してきた。

しかしながらこれを実数としてとらえたものは特定の地域に限られたものにとどまっていた。それが先の12月20日付けの毎日新聞紙面で、毎日新聞等による共同調査の結果として、2014年度に地方に移住した人が1万人を超え11,735人となったことが報じられた。09年度は2,864人であったことから、13年度には8,181人とその2.9倍に、14年度は4.1倍と加速度をつけて地方移住がすすんでいることを示している。この調査は地方自治体の移住支援策の利用者や、住民票提出時の意識調査を利用して集計されたものであるが、二地域居住も含めれば、これを大きく上回って田園回帰現象が発生しているように受けとめられる。

こうした田園回帰現象をもたらしている原因として、都市生活、都市文明、もっと

いえば経済至上主義、物質中心の工業原理への反発やあきたらなさがあるように思う。経済至上主義、工業原理によってもたらされてきたもの、すなわち原発、戦争、さいなまれる食と健康等々、これらによって生そのものが脅かされ不安が蔓延している。そして管理社会の進行、格差の拡大、創造性の芽をつむだけの受身教育をはじめとして生きにくさは募るばかりである。

こうした都市文明、工業原理等から脱却したいとの思いが田園回帰現象となって現れてきているように思われてならない。

2. 農業の構造と危機

農業は次の図が示すように産業としての農業だけでは自立し得ない。地域のコミュニティ、そして土地・自然・環境がその基盤として存在してこそ農業は成り立つ。

命を対象とし人間の力だけではいかんともしがたい農業、あるいはこの農業の基盤として存在している、地域コミュニティ、そして自然や環境に、都会の人は魅力やなつかしさを感じ、やすらぐことのできる空間を求めて農村に移動しつつあるのではないか。田園回帰現象という農村でもっばら農業をするイメージを抱きがちであるが、現場で彼らと交流してみると農村に住んでも農業をするのではなく農村にある企業等に勤めている人も少なくない。また農業をしていても専業であるのは一部であって、手に職を持って現金収入を別途稼いでいるいわゆる半農半Xが多い。まさに田園回帰現象と裏腹の関係で多業型経済が進行しているともいえる。

ここで留意すべきは田園回帰現象と併行して発生している市民農園や体験農園等による都市農業への市民の参画の増加であ

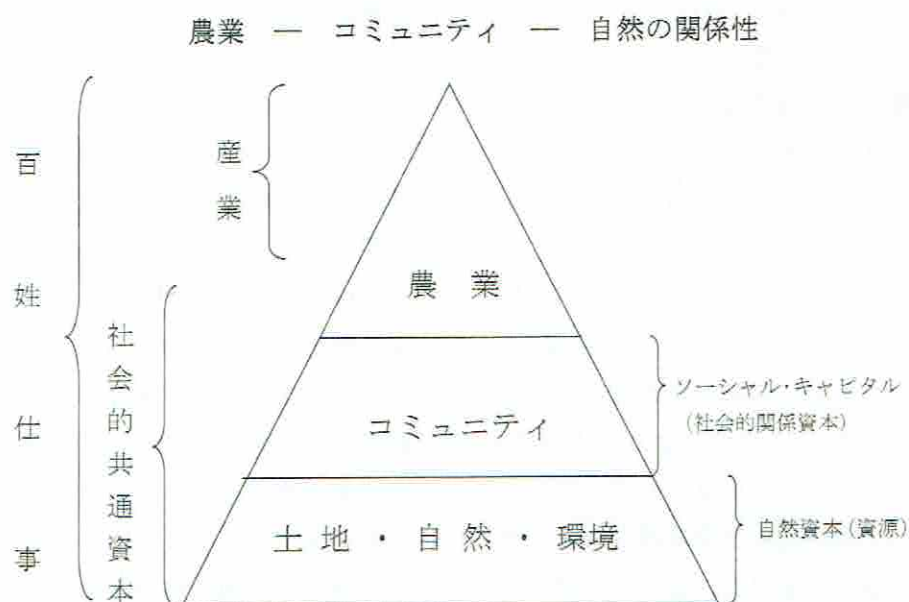


図 農業・コミュニティ・自然等の関係性

資料：葛谷榮一 作成

る。田園回帰現象と市民農園・体験農園等の興隆は別々の現象ではなく、共時現象としてとらえられる。移住について制約の少ない若者は農村へ、制約のある家庭持ちは市民農園・体験農園に。いずれもその根っこにあるのは都市文明、工業原理等からしばし離れ、命に触れてやすらぐとともに、働く実感を得たいという思いではないか。

ところで図のような構造を持つ農業であるが、今、農業は産業としての農業としてしか見られなくなりつつあり、産業として自立することを強要されるほどに、コミュニティは希薄化し、自然・環境は軽視され生物多様性を失うとともに環境負荷をもたらしている。野良仕事に精を出す百姓仕事だからこそ共同作業も当然とされ、景観や生態系も守られてきたが、もはや百姓仕事は評価されなくなり、大農機具を使って効率重視、所得最優先の農業、すなわち産業としての農業でなければ農業とは見なされなくなりつつある。田園回帰現象が起こっている一方で、コミュニティや自然・環境等のご先祖様たちの百姓仕事によって築き上げられてきた蓄積が食いつぶされようとしている。

その農業の産業化を徹底してすすめようとしているのが安倍政権よる攻めの農業であり、こうした農業に仕向ける強制装置がTPPである。

3. TPP大筋合意と攻めの農業

TPPは先の10月に大筋合意され、この2

月以降に合意文書への署名が予定されているが、すでにアメリカは大統領選挙運動が本格化していることから、発効の前提となる議会での承認獲得は2017年となる可能性が高い。発効時期がズレることはあっても、TPPによる貿易自由化の流れを押しとどめることは難しい。

これによる関税撤廃率は最終的に95%となるが、工業品では100%、農林水産物では81%の品目で関税が撤廃される。しかも全農産物の51%で、TPP発効時に関税は即時撤廃となる。重要5品目については米での特別輸入枠(SBS方式により、アメリカから7万トン、オーストラリアから8,400トン)の新設等による関税維持をはじめとして、実質輸入枠を増加させながらも関税は維持されることとなった。

これにともない政府は先般、TPP発効にともなう影響試算を公表したが、コスト削減や経営安定対策などのTPP対策の効果を織り込んで、生産額の減少を1,300~2,100億円としている。交渉前の試算では生産額減少を約3兆円としていたことから、影響は限定的・軽微にとどまるとしている。「引き続き農家の再生産が確保され、国内生産量は維持されるが、関税削減等の影響で価格低下は避けられない」(森山農相)ことから、これをコスト削減と経営安定対策等によってカバーしていくことにしている。

TPPは徹底した自由化による輸出拡大を目先のねらいとするものであるが、①工業製品を優先する産業構造への改変、②WTOに代わるアメリカンスタンダードの

確立・浸透、③環太平洋地域における中国の経済進出排除、③中国の覇権拡大に対抗しての日米軍事同盟の維持・強化、等の複合的かつ本質的なねらいを有する。これを市場原理主義をテコにして推し進めようとするものであり、日本の限りないアメリカ化を促すものでもある。

TPPとは別物であると政府は説明してきたが、実質TPPと一体化してすすめられてきたのが攻めの農業であり、①需要フロンティアの拡大(国内外の需要拡大)、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築(農林水産物付加価値向上)、③生産現場の強化(農地中間管理機構の活用、経営安定対策等)、多面的機能の維持・発揮、を柱とする。その眼目は強い農林水産業の推進、すなわち規模拡大や輸出促進等による所得増を目指す。

このようにTPPと攻めの農業は表裏一体をなすものであり、中核的農業者に支援を集中して農地の集積や6次産業化等によって農業の産業化、構造改変をすすめるものであるが、裏を返せば中核農家の大規模化を促しながら、中小規模農家のリタイアを促そうとするものでもある。政府はTPPによる影響は限定的だとし、政策支援によって影響をカバーするとはしているものの、海外からの安い農産物の流入・増加によって農産物価格の下落・低迷は必至である。財政悪化にともない政策支援の長期継続は疑問であるとともに、18年には米生産調整廃止が決定される公算が強く、むしろ農業所得の減少が懸念され、農家の営農

継続意欲は確実に削ぎ落とされ、中小規模層の農家が雪崩を打って農業から退出していく事態が発生する可能性もある。

これにともない大農機具の導入等によってすでに希薄化しつつある農村のコミュニティをさらに希薄化させるばかりでなく崩壊を迫られ、少数の特定の農業者だけが生き残る農村となりかねない。

4. 都市農業振興基本法の成立

こうした動きとは別途に注目しておきたいのが都市農業振興基本法の成立である。1968年に都市計画法が成立して以来、市街化区域内にある農地は10年以内に宅地に転用されるべきものとされ、農林省(当時)から建設省(当時)へと所管が移された。すなわち市街化区域内にある農地は農業政策の対象から除外されることになった。しかしながら市街化区域内にあっても農業を継続したいとする農業者も少なくなく、生産緑地として指定されることによって宅地並み課税を免れる措置が講じられてきた。とはいえ生産緑地とするには30年間の営農が義務付けられること、また生産緑地を相続した場合には相続税納税猶予制度が認められたものの、終身営農義務が課せられ、営農継続が困難になり取りやめた場合には遡って、しかも利子税が付加されて相続税の納入を余儀なくされてきたことから、生産緑地の指定を受けない者も多く、都市農地の大幅な減少を招いてきた。

1990年代に入ってバブルがはじけたのに

ともない、宅地需給は一転して大幅に緩和することになるとともに、その後、人口が頭を打って減少傾向をたどるようになり、むしろ都市農地は都市の環境整備にとっては欠かすことのできない存在と見なされるようになってきた。

こうした動きを踏まえて都市農地に法的な位置づけを与えようとの運動が盛り上がることによって、2015年4月、都市農業振興基本法は成立した。あらためて都市農地は法的な位置づけを獲得することとなり、①都市農業の安定的な継続をはかるとともに、②多様な機能の適切な発揮をつうじて良好な都市環境の形成に資するもの、とされた。

都市農地を維持していくためには税負担の大幅な軽減が不可欠であり、これにかかる制度・税制等の見直しが不可避である。とりあえず法的な位置づけを確保するという第一ステップを通過し、都市農地の維持をはかり都市農業の振興をはかっていくための制度・税制等の見直しを引き出していく第二ステップに差し掛かっているのが現段階である。

都市農業は消費者・市民にとって日常的に触れることができる身近な存在であり、市民農園・体験農園等による農業への参画、子どもの自然体験や食育の場を提供している。農業を産業として見るだけでなく、消費者・市民、国民にとっての農業についてのあらたな位置づけをしていく芽がここ

には含まれていることに留意を要する。

しかしながら都市農業振興基本法が成立したとはいえ、農業、農政の中に占める都市農業の位置づけはまだまだ小さいというのが実情ではある(注1)。(※1)

5. 日本農業の必要性

ここであらためて日本農業の必要性について確認しておきたい。

食料・農業・農村基本法では我が国農業の役割として①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮、が明示されている。また多面的機能として、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等があげられている。

一方、都市農業振興基本法では、都市農業が持つ機能として、新鮮な農産物の供給、都市における防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場の提供、都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成、があげられている。

都市農業振興基本法であげられている機能は、食料・農業・農村基本法での多面的機能を、地域特性を踏まえると同時に、消費者・市民、国民にとっての農業という視点から見た機能がより具体的に明示されているということもできるが、むしろ時代や

*1 (注1) 都市農業は「市街地及びその周辺において行われる農業」と定義されている。その全国の農地面積に占める割合は2%(うち生産緑地は0.3%)にすぎないが、販売金額では9%を占める。

環境の変化とともに農業がこれまで触れられてこなかった別途の機能を持つことが認識・評価されてきたという側面をも強く有していると考ええる。

そこで肝心なことは、TPPによるさらなる農産物の輸入増加が必至である中で、都市農業振興基本法ではじめて明示された、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場の提供、都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成、といった機能を日本農業全体として共有し発揮していくことが日本農業の生残りにつながってくるという視点を持つことの重要性である。勿論、食料の安定供給による食料安全保障の確保が農業の第一義的な存在意義となるが、多面的機能は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観等といったいわゆる公益性の発揮にとどまらず、農業は国民皆農を核とした消費者・市民、国民との関係性を強化し距離を縮めていくことに直結する機能を強化していくことを客観情勢は求めているといえる。

ここであらためて強調しておくべきは、農業にこうした機能が期待される背景には、田園回帰現象に関連して触れたとおり、現代社会における生きにくさや生きることへの不安に対する国民の意識の変化、もっと言えば価値観の変化があるということである。表現を変えれば市場原理・競争原理に

基づく物質中心の社会とは違った世界として、農業に消費者・市民、国民は接近してきている。すなわち工業原理から生命原理への転換を求めて農業に親近感を抱きつつあるのではないか。生きにくさや生きることへの不安を乗り越えていくにあたって、産業化から排除されようとしている本来型の農業が重要な役割と機能を担っていることが明らかになってきているように考える。

6. 農が持つ社会デザイン能力

こうした視点から農業の持つ多面的機能を、社会を変革していく能力、すなわち農が持つ社会デザイン能力(注2)^(*)としてあらためて整理してみれば次のとおりとなる。

〈食料自給能力〉

自給とはいえ、ここでは生産者に一方的に供給を依存するのではなく、自ら農業に参画することによってささやかながらも自ら必要とする食料の一部を自ら確保していくところに主眼がある。生存に必要な食料のより安定的な確保が可能となり、食料安全保障の強化をもたらすことにもなる。

〈自立能力〉

食料の一定程度を自給していくことによって経済の外部依存を低減させ、家庭経済の自立度を高めることになる。あくまで自ら生産したものに自ら責任を持つことができ、自給部分については他人の目や評価を気にする必要もない。

*2 (注2)ここでは産業としての「農業」にとどまらず、農業やこれに関連する領域も含めて考えていくことが必要であることから、あえて「農」と表現している。

〈コミュニティ形成能力〉

農業、特に水田稲作は共同作業によって行われてきた。今では機械化がすすみ単独での作業がほとんどとなっているが、畦の草刈りや水の管理等については共同作業で行われている。一方で市民農園等でおしゃべりをしながら農作業したり、農園の側でお茶を飲みながら談笑している光景をみることも珍しくない。また出荷・販売は市場出荷のウェイトが低下し、生産者自らによる直接販売が増えており、これにともない消費者との交流や直接会話する機会も多く、生産者と消費者との間に関係性、さらには連帯感といったようなものが広まってきている。既往のコミュニティが希薄化する一方で、このように農業を媒介にしてのあらたなコミュニティが形成されつつある。

〈教育能力〉

農業は自然を観察しながらの、自然を相手にしての作業であり、マニュアル化することが難しい多様で深く微妙な経験とともに知恵・工夫が蓄積されることになる。これが次の世代に引き継がれて農業の持続が可能になるとともに、農業体験をつうじて自然に触れることによって感性を磨いていくことができる。また農と食を一体化することによって味覚を教育していくことも可能となる。

〈生きがい・働きがい実感能力〉

農産物を生産することによって経済的自立をはかっていくことを可能にするだけでなく、自ら作業して流した汗の量が農産物の出来にも反映されることによる働きがい

を実感できるようになる。そして野外空間で農作業をすることによって爽快感がもたらされるとともに、命が育っていくのを日々確認しつつ、命の成長に参画していることに喜びを感じるであろう。会社等の組織の歯車として働く中では、生きがい・働きがいを持つことはなかなか難しいが、これを農業は容易に与えてくれる。

〈文化形成能力〉

農業は生産と暮らしを一体化させて発展してきたものであり、お米を中心とした主食に限らず、漬物、豆腐等の副食や味噌、醤油等の調味料を自給していくことも可能であり、そうした中で食文化をつないでいくとともに、収穫する喜びを皆で分かち合い神様に感謝するお祭りははじめとする多様な行事が営まれ、農業・農村であるが故の文化が形成されてきた。また生産と暮らしによって水田や畑等の管理された田園風景のみならず家並み等の見事な景観も形成されてきた。

いずれも現代社会が持つ生きにくさや生の不安から解放していく重要な能力ばかりであり、これらの能力を発揮させていく農業のあり方をあらためて模索していくことが必要となる。農業への消費者・市民、国民の参画、すなわち国民皆農から社会の見直しにアプローチしていくものである。

7. コミュニティ農業そして地域農業

こうした農の持つ社会デザイン能力を発

揮させ農的社會を創出していくにあたっては先駆けとして都市農業が果たす役割は大きい。しかしながら平場地帯や中山間地域の農業が維持・発展していくことがその前提となる。ここでは日本農業生残りの構図だけ示しておきたい。

(1) 軸となるコミュニティ農業

日本農業生残りの軸となるのがコミュニティ農業である。コミュニティ農業は人と人、人と自然の関係性を大事にする農業をいう。すなわち人と人との関係性は、生産者と消費者、生産者と地域住民、都市と農村の関係性を指し、産消提携や地産地消等によって消費者側が生産者の再生産を支持していくものである。人と自然との関係性は環境負荷を低減し、生物多様性を維持し生態系を守っていくものであり、有機農業や自然農法も含めた環境保全型農業への取組みが前提となる。

この人と人、人と自然の関係性を大事にする農業、すなわち消費者による生産者の支持と、このための必要条件となる環境保全型農業への取組みがあって、はじめて持続的循環的な農業が可能となる。このコミュニティ農業としていくことは平場地域、中山間地域、都市地域に限らず、日本農業全体に妥当するものである。

(2) 地域農業の振興

日本農業のメインとなる生産地域は平場であり、これに中山間地域が続く。安倍政権が主導する攻めの農業は、中核農家への農地集積と6次産業化による所得倍増を

目指す。特定の大規模農家への支援集中による選別政策は、地域コミュニティのさらなる希薄化を招くことになる。

規模拡大している農家の多くは、自ら規模拡大をはかってきたというよりは、周辺農家の高齢化等にもなって農地の保全をはかるため耕作を引き受けざるを得なかったものがほとんどで、農地を預かる一方で畦の草刈りや水路の管理等の機械化に馴染まない部分については農地を預けた農家に分担してもらっているものが多いというのが実態である。すなわち機械のオペレーションと草刈りや水管理等の手間のかかる作業とを手分けして分担しているケースが多く、地域農業として地域で共同して取り組んでいるのが実情である。むしろ農地を集積し結果的に規模拡大がすすんできたが、これを可能にしているのが共同しながら作業分担しての地域農業への取組みであるといえる。

農地を集積する大規模層の農家の存在は不可欠ではあるが、むしろ地域農業への取組みを基本にし、多様な担い手を組み合わせ地域の持つ力を最大限に生かしていくことが重要である。また地域農業とはいえ、高齢化と後継者難に対応していくためには都市部からの人材流入が不可欠であり、地域農業を法人化することによって雇用労働を確保し、次の中心となる担い手を育成・確保していくことが求められる。

この地域農業は多様な担い手がそれぞれの役割を分担し地域コミュニティを維持していくと同時に、適地適作によって地域資

源を積極的に活用していくところに眼目がある。TPPをはじめとする農産物自由化は大量生産・大量流通を基本とする価格競争を必至とするものであり、こうした同質化・画一化によるグローバル化に対抗していくためには、むしろその地域性を活かした農産物を生産していくとともに、手間をかけることによる品質の差別化、さらには産消提携等による生産者と消費者との直接的な関係性、総じて言えばローカル化を徹底していくことが重要となる。

(3) 地域農業再生の要件

こうした地域農業は旧小学校単位くらいのエリアでの取組みが中心となるが、そこでの主役は地域農業の担い手であり、そのリーダーが引っ張っていくことになる。そこでは中長期的なスパンで担い手と農地のマッチングを調整していくと同時に、そこで生産していく農産物、すなわち米を中心とする土地利用型作物と野菜・果樹・畜産等の技術集約型作物を組み合わせることで地域循環の形成、さらには生産した農産物の販売・販路についても協議しながら計画を立て、実行に移していくことになる。先の方勢でも触れたように中長期的には農産物の過剰基調がいつそう顕著になるとともに、米の生産調整が廃止される公算が高く、本格的に粗放的な土地利用型農業の展開が必要となる。一定の限界がある飼料用米の生産以上に、放牧畜産の導入・普及を急がなければならない。また地域資源を発掘・再評価して、市場性のあるあらたな特産物

を作っていくことも重要となる。

ここでの主役は担い手とはいえ、農業者だけで実行性のある地域営農計画を策定していくことは困難であり、行政や農協のサポートが欠かせない。特に販売の確保については農協との連携が必要となる。農協改革が強引にすすめられており、その是非についてはさまざまな議論はあるが、農協が地域農業の再生やそのための販売に深く関与し支援していくことは本来の役割である。

なお、外部からの人材確保が大きな課題であるが、このためには個別経営の確立と同時に、法人化によって雇用を可能にし、また雇用した人材が経営者として成長・自立していくことを可能にする地域あがりの対応、具体的には徒弟制度あるいは里親制度的な、生産と暮らしも含めた全面的な徹底した支援と育成措置を講じていくとともに、地域ビジョンを示し、個別経営が目標とすることが可能となるようなビジネスモデルを確立していくことが要件となる。

8. 先駆けとしての都市農業

都市農業は、消費者との距離が近く直売等が可能であり、消費者のニーズを直接反映させた生産が比較的容易であるだけに、地域農業とはいっても担い手の個別性が強くはなる。そのうえで都市農業は、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場の提供、都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対

する理解の醸成、といった機能をより発揮していくことが求められる。そしてこれによって農の持つ社会デザイン能力が引き出されていくことが期待される。これは日本農業全体についての話であるが、都市農業が先行して先駆けとしてこれに対応していくことが求められる。

都市農業振興基本法が成立し、税負担の軽減を可能にする制度・税制改正を実現していくことが現前の課題となっているが、ここまでは都市農地の維持とそのための都市農業振興が基本となっており、その次のステップとして都市農業を国民の共有財産にふさわしいものとし国民皆農に取り組んでいくことが重要である。

当面、都市農業は現行法でも可能な市民農園や体験農園の増設に取り組んでいくことになろうが、あわせて都市農地にフットパスを設けて農地や屋敷林の間に設けられた道を散歩したり、ベンチで休息できるようなコミュニティスペースを確保していくことも期待される。

そしてその先に国民皆農を可能にし、あらたな地域コミュニティづくりと重なってくる仕組み作りが必要となるが、消費者・市民が直接、農地を所有して農作業をすることは現実的でない。本格的な農業に参画することを求める人は一部であることも含めて、市民農園・体験農園の次に考えられる展開がコミュニティガーデンである。

9. コミュニティガーデン

コミュニティガーデンはアメリカが発祥の地で、「身近な空き地や既存の緑地を住民の手で美しい庭(畑)に変え、安全で豊かな美しいまちを創造していく協働の庭づくり活動」をいう。1893年の経済パニックの折、当時のデトロイト市長が低所得者層が自給に努めるようにと土地を割り当てて農作物の栽培をすすめたのがそもそもの始まりで、戦時下では食料増産の一端をも担ってきたが、戦後は地域の自然環境保全、持続的なまちづくりの一環としても位置付けられて広がってきた。ニューヨーク市には現在800ものコミュニティガーデンがあるとも言われている。

日本ではコミュニティガーデンを基本コンセプトとして意識的取組みを展開しているものはまだ少ないが、その一つが東京都立川市にあるせせらぎ農園である。水田の一角を利用した2,100m²の農園で、野菜や花等が栽培されており、畑と庭を兼ねた空間がつくりあげられている。家庭の主婦、リタイア組、子育て中のおかあさん等々、約20人ほどが、毎週火・木・日の定例日を中心にしながらも、それぞれの都合にあわせて作業を行っており、生産されたものは、農作業に参加した人たちに分配される。これは「ひの・まちの生ごみを考える会」が主体となってスタートしたもので、各家庭から排出される生ごみを回収して、浅く耕起した畑に直接投入して発酵させ、土中で生ごみをたい肥化する取組と一体化して展

開されている。

ここは“地域の庭”“地域の畑”であるとともに、“触れ合いの場”“みんなの居場所”となっており、さらには子どもたちに食育や環境教育の場を提供している。

また横浜市鶴見区にある農園付公園「ふれあい公園」は、1区画13m²の家庭菜園54区画とあわせて103m²の協働農園が設けられている。協働農園では町内会を中心としたボランティアの人たちが野菜等を栽培し、収穫祭を開いて地域の人たちと交流もはかっている。ここは『食』『農』をとおして、老若男女問わず、ささえあい、よろこび、ふれあいながら、誰もが笑顔になれる、地域のコミュニティとしての役割をもつ公園」として位置付けられている。

この他にもコミュニティガーデンとはうたってはいないものの、家屋を壊して更地にしてある宅地を畑にしたり、さらには東屋を立てて、地域の人たちに開放しているところも増えてきている。

コミュニティガーデンは消費者・市民がそれぞれに役割を分担しながら協同して農場づくりを行うもので、あらたな地域コミュニティづくりに直結するとともに、ここでの経験をもとに農村での本格的就農を目指す人材の供給をも可能にする。このコミュニティガーデンを広げていくためには生産緑地の賃貸借を可能にし、耕作していれば相続税の納税猶予を受けられるようにしていくことが要件となる。

結び

コミュニティガーデン等による市民参画型農業さらには国民皆農の推進は、都市農業のみならず日本農業の再生に重要な役割を果たすとともに、食料主権を尊重し各国と共生可能なもう一つの農業の世界モデルともなり得る。そして何よりも地域コミュニティづくりに直結し、生命原理の復興につながる。

言い換えれば農の持つ社会デザイン能力を意識しながらの小さな取組み、小さな協同の積み重ねと、それぞれを結んでのネットワークづくり。これが一番のTPPへの対抗策になるとともに、生きにくい社会を変えていく力となるように考える。

<プロフィール>

薦谷 栄一(つたや えいいち)

農的社会デザイン研究所 代表

1948年生まれ、宮城県出身。東北大学経済学部卒後、71年農林中央金庫勤務。熊本支店長、農業部副部長、96年7月、(株)農林中金総合研究所基礎研究部長、常務取締役、特別理事を経て2013年10月から現職。

農政審議会企画部会有機農業専門委員会委員、国際農林水産業研究センター顧問などを歴任。(株)農林中金総合研究所客員研究員、早稲田大学・明治大学非常勤講師

主要著書に『地域からの農業再興』、『共生と提携のコミュニティ農業へ』『協同組合の時代と農協の役割』、『都市農業を守る』、『日本農業のグランドデザイン』などがある。